

記入例

(表)
指定給水装置工事事業者指定申請書

由利本荘市企業管理者 様

令和〇年〇〇月〇〇日
申 請 者 氏名又は名称 由利本荘水道
住所 〒 015 - XXXX
由利本荘市〇〇町〇番地〇
代表者氏名 代表 由本 太郎
電話番号 0184-00-0000
F A X 0184-00-0000

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ユホン タロウ 由本 太郎 ユホン ハナコ 由本 花子	
事業の範囲	- 給水装置工事 - 管工事 - 水道施設工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

記入例

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	由利本荘水道
上記事業所の所在地	由利本荘市〇〇町〇番地〇
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
由本 次郎 由本 三郎	第〇〇〇〇号 第△△△△号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

記入例

別表

機 械 器 具 調 書

令和〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	形 式 、 性 能	数 量	備 考
管切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV	2	
	パイプ万力	(13～150mm用)	1	
	バリ取り工具		1	
管の加工用 の機械器具	パイプベンダー	1/2～1 1/4インチ	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13～100mm	2	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

記入例

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇年〇〇月〇〇日

申 請 者

氏名又は名称 由利本荘水道
住 所 由利本荘市〇〇町〇番地〇
代表者氏名 代表 由本太郎

由利本荘市企業管理者 様

記入例

更新用

(第4条関係)

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認届出書

由利本荘市企業管理者 様

令和〇年〇月〇日

届出者 氏名又は名称 由利本荘水道
住所 由利本荘市〇〇町〇番地〇
代表者氏名 代表 由本 太郎
電話番号 0184-00-0000
FAX 0184-00-0000

- ① 日本水道協会秋田県支部が実施している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績
(過去5年間)

受講年月日 (受講を証明する書類 (受講証等) の写しを添えてください。)
(公表: ☒ 可・不可)
令和2年 2月 5日 ・ 未受講
(未受講の場合、その理由) ※非公表

- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容

●休業日、営業時間 (修繕対応時間もご記入ください。)	(公表: ☒ 可・不可)
休業日: 日曜日、祝日、第2土曜日、第4土曜日、年末年始、お盆、ゴールデンウィーク 営業日: 月曜日から金曜日、第1土曜日、第3土曜日 修繕対応時間: 午前8時30分から午後5時まで	
●漏水等修繕対応の可否	(公表: ☒ 可・不可)
(該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)	
屋内給水装置の修繕 ☒ 可・否 埋設部の修繕 ☒ 可・否 その他 (凍結解凍)	
●対応工事種別 (☒ 新設・ ☒ 改造等)	(公表: ☒ 可・不可)
(該当部に○をつけてください。)	
配水管からの分岐 ~ 水道メーター (☒ 新設・ ☒ 改造) 水道メーター ~ 宅内給水装置 (☒ 新設・ ☒ 改造)	
●その他	(公表: ☒ 可・不可)
緊急時連絡先等 0×0-××××-〇〇〇〇	

※ 「公表」にはホームページ等への記載も含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

記入例

更新用

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

研修受講実績

研修受講実績のうち、受講者名以外の公表（公表： 可 不可）		
受講者名 （公表対象外）	研修会名、実施団体名	受講年月日
由本 太郎	日本水道協会秋田県支部	令和2年2月5日
由本 次郎	日本水道協会秋田県支部	令和2年2月5日
由本 三郎	自社内研修 配管研修	令和5年6月12日
水道 学	自社内研修 配管研修	令和5年6月12日

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

参考

水道法施行規則 （事業の運営の基準） 第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋） 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

記入例

更新用

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の状況

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の状況のうち、氏名以外の公表（公表： 可 ・不可）				
技能を有する者の氏名 （公表対象外）	配水管への分水栓の 取付け・せん孔、 給水管の接合、いずれ の経験も有している か（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）		工事 年度
		保有している資格等（表下※を参照）		
由本 次郎	○	○	配管技能士	令和 5年度
由本 三郎	○	○	検定会合格者	令和 6年度
水道 学	○	×		令和 6年度

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

参考

水道法施行規則 （事業の運営の基準） 第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋） 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
--